

事務連絡
令和2年11月19日
新型コロナウイルス
感染症対策本部

各本部長 殿

武蔵野市新型コロナウイルス感染症対策本部長（市長）

来年2月末までの催物の開催制限等について

このことについて、令和2年11月13日付け2総防管第2542号「来年2月までの催物の開催制限等について」が、東京都知事より発出されました。

本市としては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のためには、国及び東京都の方針との整合が重要であることから、本通知の趣旨を踏まえ、本年12月1日（火）から令和3年2月28日（日）までの期間について、国の方針（添付文書）に基づき『原則、催物の開催制限等を継続する。』こととしたので、添付文書又は業種別ガイドライン等を参照に対応してください。

なお、12月1日以降の催物対応について、11月24日（火）の新型コロナウイルス感染症対策本部会議で協議する場合は、あらかじめ理事者協議を行ってください。

添付文書

- 1 来年2月までの催物の開催制限等について

[令和2年11月13日付け2総防管第2542号、東京都知事 発出]

- 2 来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について

[令和2年11月12日付け事務連絡、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長 発出]